

環境省直轄施行委任事業低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が行う環境省施行委任事業（国立公園等整備事業取扱要領（令和3年3月22日環自整発第2103224号）に係る建設工事の入札について低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において「低入札価格調査」とは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の6第1項に基づき落札者を決定するための調査をいう。
- 2 この要領において「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
 - 3 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象工事)

- 第3条 低入札価格調査制度の対象工事は、次のとおりとする。なお、標準的な積算基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては適用除外とすることができる。
- (1) 請負対象額1億円以上の建設工事
 - (2) 総合評価方式により発注する工事
 - (3) その他発注者が必要と認めた工事

(調査基準価格の設定及び算定)

- 第4条 調査基準価格の設定及び算定は、次のとおりとする。
- (1) 低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。
 - (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により入札執行者が算定するものとする。
なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。
 - (3) 調査基準価格は、次に掲げるアからエの額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- ア 直接工事費の100分の97を乗じて得た額
イ 共通仮設費の100分の90を乗じて得た額
ウ 現場管理費の100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の 100 分の 68 を乗じて得た額

(4) 特別なものについては、(3) の算定方法にかかわらず予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で調査基準価格を算定することができる。

(最低制限価格の適用除外)

第 5 条 対象工事に係る競争入札については、島根県会計規則(昭和 39 年島根県規則第 22 号)第 62 条の 2 に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第 6 条 対象工事に係る入札説明書、入札公告、及び掲示には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 低価格入札者は、第 8 条に定める資料の提出を要すること。
- (6) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第 7 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、調査のうえ後日落札者を決定すること、及び落札の決定をしたときは入札者に通知又は連絡することを告げて入札を終了するものとする。

(調査資料の提出)

第 8 条 入札の結果、低価格入札者となった者は、次の各号に掲げる資料を入札執行日から 3 日以内に提出しなければならない。なお、様式は、「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第 7 条第 1 項各号に定める様式を準用する。

- (1) 島根県公共工事共通仕様書に定める施工計画書(総務部の発注する建築工事については公共建築工事標準仕様書に定める施工計画書)
- (2) 当該価格で入札した理由(様式第 1 号)
- (3) 工事費内訳書に係る、共通仮設費(率分)の積算内訳書(様式第 2 号)
- (4) 工事費内訳書に係る、現場管理費の積算内訳書(様式第 3 号)
- (5) 工事費内訳書に係る、一般管理費等の積算内訳書(様式第 4 号)
- (6) 手持ち工事の状況(様式第 5 号)
- (7) 配置予定技術者名簿(様式第 6 号)

- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との関連 (様式第 7 号)
- (9) 手持ち資材の状況 (様式第 8 号)
- (10) 資材購入先及び単価一覧 (様式第 9 号)
- (11) 手持ち機械の状況 (様式第 10 号)
- (12) 機械リース元一覧 (様式第 11 号)
- (13) 労務者の確保計画 (様式第 12 号)
- (14) 施工体制台帳
- (15) 下請予定業者等一覧(様式第 13 号)
- (16) 島根県又は国土交通省中国地方整備局の前年度に完成した工事一覧(様式第 14 号)
- (17) 技術提案 (施工上の留意点) 等の実施に関する計画 (様式第 17 号)

2 前項の期間については、島根県の休日を定める条例 (平成元年島根県条例第 9 号) の規定を準用し、同条例第 1 条第 1 項に定める休日を除き、期限までに提出しない者は失格とする。

(重点調査の実施)

第 8-9 条 入札執行者は、低価格入札者について、次の各号(以下「失格基準」という。)に該当するか否かの調査を実施するものとする。

- (1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。
- (2) 低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

2 入札執行者は、工事費内訳書について請負対象額の内訳と比較し、低入札価格調査票 (様式第 15 号) をまとめるにあたり必要となる事項等について、前条第 1 項の資料を参考にし次の各号に留意しながらヒアリング等必要な調査を行いその理由を明らかにするものとする。

- (1) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (2) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所・倉庫等との関連 (地理的条件)
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と低価格入札者との関係、購入単価の妥当性
- (6) 手持ち機械の状況
- (7) 労務者の確保計画
- (8) 契約対象工事における一次下請予定業者及びその契約予定金額
- (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

3 前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、低価格入札者に関して、さらに次の内容を調査するものとする。

- (1) 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）
- (2) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況）
- (3) その他必要な事項

（低入価格調査の実施）

第 10 条 低入札価格調査は、審査委員会が行う。

- 2 審査委員会は、低価格入札者が第 8 条第 1 項各号に規定する失格基準に該当するか否かを審議し、その結果を通知するものとする。
- 3 審査委員会の組織については、別表 1 のとおりとする。

（審査委員会の審査範囲）

第 11 条 審査委員会の審査範囲は、請負対象額の区分により、次の各号によるものとする。

- (1) 各部審査会は、2 億円以上の建設工事について、調査を行うものとする。
- (2) 各課審査会は、2 億円未満の建設工事について、調査を行うものとする。

（落札者の決定等）

第 12 条 入札執行者は、第 10 条第 2 項の通知において低価格入札者が失格基準に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、低価格入札者が失格基準に該当するとされた場合はその者を落札者とししないものとする。

- 2 入札執行者は、前項により低価格入札者を落札者としなかった場合は、低価格入札者の次に最低の価格をもって入札をした者又は評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。
- 3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について第 8 条から第 10 条の規定を準用し、調査を行い審査委員会で審議するものとし、その結果により前 2 項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次前項及び本項を適用し落札者を決定する。
- 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、その結果を入札者に通知するものとする。

（入札結果等の公表）

第 13 条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの適用欄に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

- 2 第 9 条に規定する重点調査を実施した工事については、契約締結後、低入札価格調査の概要（様式第 16 号）により調査結果をホームページにおいて公表する。

（監督体制の強化等）

第 14 条 対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、当該工事の施工を監理する地方機関の長は次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員に対し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。

(4) 労働安全部局との連携

安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 中間検査の実施

請負額が 5 千万円以上の工事の場合は工期中 2 回、5 千万円未満の工事については工期中 1 回の中間検査を実施する。

(6) 下請業者へ適正な支払確認等のための立入調査

下請業者を含め、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況について立入調査を実施するとともに、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施する。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第 15 条 第 12 条の規定により落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 請負代金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を納付すること。

(2) 前金払の金額を請負代金の 10 分の 2 以内とする。

(3) 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めないものとする。

(4) 専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事においては、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、別に定める工事成績評定 75 点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を 1 名現場に専任（当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置（落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に

対してのみ求めるものとする。) し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるものとする。

(5)現場専任での技術者配置を要しない工事についても、本条第 3 号及び第 4 号の規定を準用するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日一部改正。
- 3 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正。

(別表1)

審査委員会

審査会	構成員
隠岐支庁審査会	県土整備局長、統括調整監、業務部長、技術専門監、総務課長、工事担当部長、工事担当課長
総務部審査会	部長、次長、総務課長、管財課長、営繕課長、提案事業の担当課長及び室長
総務部各課審査会	課長、管理監、室長、上席調整官、調整監、課長補佐等